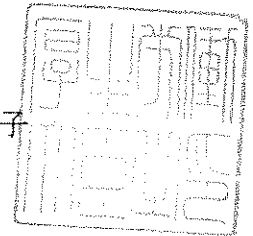


厚生労働省発食安0409第1号
平成24年4月9日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



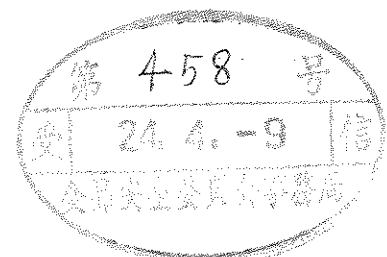
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

牛肝臓の生食の安全性を確保する知見が得られるまでの間、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、以下の趣旨の規格基準を設定すること。

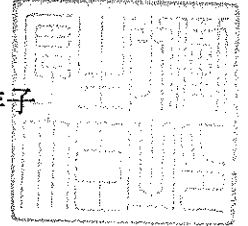
- (1) 牛肝臓を生食用として販売してはならない旨
- (2) 牛肝臓を使用して食品を製造、加工又は調理する場合には、中心部を63℃で30分間加熱又は同等以上の殺菌効果のある加熱殺菌が必要である旨



厚生労働省発食安0406第2号
平成24年4月6日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



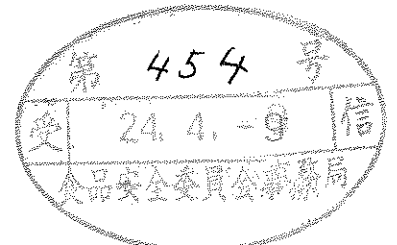
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成12年厚生省告示第233号）第3条の規定に基づき、次に掲げる食品及び添加物の安全性審査を行うこと。

- ① 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統
- ② GLU-No.5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム

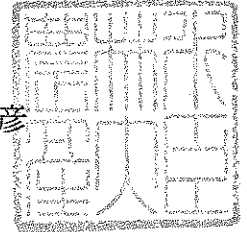




24消安第33号
平成24年4月10日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



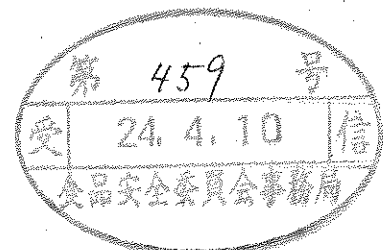
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のシの規定に基づき、次に掲げる飼料の安全性についての確認を行うこと

除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ
MON87427 系統



食品健康影響評価の審議状況

(平成24年4月11日現在)

区分	要請件数	うち 24年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 24年度分	意見 募集中	審議中
添加物	128	3	0	128	112		1	15
農薬	789		0	789	444		6	339
うちポジティブリスト関係	350		0	350	164		4	182
うち清涼飲料水	93		0	93	29		0	64
うち飼料中の残留農薬基準	27		0	27	2		1	24
動物用医薬品	318		0	318	275	2	0	43
うちポジティブリスト関係	85		0	85	48		0	37
化学物質・汚染物質	57		3	60	40		3	17
うち清涼飲料水	48		0	48	31		3	14
器具・容器包装	14		0	14	4		0	10
微生物・ウイルス	7	1	1	8	6		0	2
プリオン	14		2	16	23		2	2
かび毒・自然毒等	6		2	8	6		0	3
遺伝子組換え食品等	159	3	0	159	130	1	2	27
新開発食品	74		1	75	71		0	6
肥料・飼料等	141	1	0	141	46		11	84
うちポジティブリスト関係	83		0	83	14		11	58
肥飼料・微生物合同	1		0	1	1		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	0		0	1
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他 ^(注6)	1		1	2	1		0	1
合計	1,712	8	10	1,722	1,161	3	25	550

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
4 自ら評価案件「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」について、評価終了欄には評価対象国1カ国を1件として記入している(平成22年2月25日付で8カ国分、平成23年12月8日付で3カ国分が終了)。
5 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
6 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
7 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
8 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成24年4月11日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/7/3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質17物質及び農薬64物質)
15/12/8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/7/2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル 2.5%注射液、同5%注射液、同 10%注射液)㊟㊢、オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)㊟㊢、アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㊟、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㊟㊢
16/12/16	-	微生物・ウイルス 微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること(牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス) ◎ 3
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/11	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)㊟㊢
17/4/11	厚	動物用医薬品 オルビフロキサシン㊢
17/4/11	農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤㊢、セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊟㊢
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	農	動物用医薬品 スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㊟㊢、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラッカー5G)㊟㊢、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))㊟㊢
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊢は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム [㊦] 、スルファメキサゾール [㊦] 、トリメトプリム [㊦] 、セファピリンベンザチン [㊦] 、セファピリンナトリウム [㊦]
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散) [㊦] [㊦]
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/7/18	厚	農薬 (ジコホール、ホルペット) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆ [㊦] 、オルビフロキサシン☆ [㊦] 、スルファメキサゾール☆ [㊦] 、セファピリン☆ [㊦] 、トリメトプリム☆ [㊦]
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 タイロシン☆ [㊦]
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆ [㊦]
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%) [㊦]
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆ [㊦] 、ドキシサイクリン☆ [㊦] 、リンコマイシン☆ [㊦]
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/1/15	農	動物用医薬品 フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール) [㊦] [㊦]
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆ [㊦] 、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆ [㊦]
19/ 3/ 6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、エトフメセート☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロンメチル☆、フルアジナム
19/3/6	厚	飼料添加物(抗菌性物質) ナラシン☆ [㊦] 、モネンシン☆ [㊦] 2
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆ [㊦] 、スルファジメキシシン☆ [㊦] 、スルファモノメキシシン☆ [㊦] 3

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。㊦は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㊦、ベダプロフェン☆ 2
19/6/5	厚	農薬 イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロンメチル☆、スルフェントラゾン☆ 4
19/6/26	厚	農薬 キャプタン☆ 1
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム 2
19/8/6	厚	農薬 エトベンザニド、フルシラゾール<一部☆> 3
19/8/21	厚	農薬 ププロフェジン<一部☆> 2
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆㊦ 1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆> 2
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆> 2
19/10/30	厚	農薬 シヘキサチン、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆ 2
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆> 2
19/12/18	厚	農薬 アセトクロール☆、フルフェナセツト☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆4
20/1/15	農	動物用医薬品 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)㊦㊦
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド 1
20/2/12	農	動物用医薬品 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)㊦㊦
20/3/3	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロペン<一部☆> 2
20/3/11	厚	農薬 アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆ 7
20/3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆ 4

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。㊦は肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。㊦は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)㊟㊠、トピシリン㊟㊠	2
20/6/17	厚	農薬 フルミオキサジン☆	1
20/7/8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	3
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン	1
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 プロパクロール☆	1
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 NIA1718 株を利用して生産されたインベルターゼ	1
21/2/3	厚	農薬及び動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆㊠、ダノフロキサシン☆㊠、ナナフロシン☆㊠、ピランテル☆	4
21/3/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ビコザマイシン☆㊠	1
21/3/19	-	オクラトキシンA◎、食品中のヒ素◎	2
21/3/24	厚	農薬 メコナゾール、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	3
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆	2
21/3/24	厚	農薬及び動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

㊠は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊡は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
21/10/6	厚・農	遺伝子組換え食品等 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9(食品・飼料)	2
21/10/27	厚	農薬 トリシクラゾール<一部☆>	2
21/11/20	厚	農薬 エタボキサム	1
21/11/20	厚・農	動薬 ピルビン酸メチルを有効成分とするフグ目魚類の外部寄生虫駆除剤(マリンディップ)、ピルビン酸メチル	2
21/11/20	農	動物用医薬品 ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)㊟㊠	1
21/12/1	厚・農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	2
21/12/14	厚	農薬 キャブタン、フラザスルフロン☆	2
21/12/14	厚	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ベンジルブチル(BBP)、フタル酸ジイソニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジオクチル(DNOP)	6
22/1/5	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Aspergillus oryzae</i> MT2181 株を利用して生産されたキシラナーゼ■	1
22/1/25	厚	農薬 、イミノクタジン<一部☆>■、シクロプロトリン<一部☆>■、スピロジクロフェン<一部☆>■	6
22/2/1	農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)㊠	
22/2/16	厚	農薬 グリホサート<一部☆>■	2
22/2/16	厚	動薬 トルフェナム酸☆、プロベタンホス☆	2
22/2/16	厚	動薬 クロキサシリン☆㊠、ジョサマイシン☆㊠、チアムリン☆㊠	3
22/2/16	厚	動薬及び飼料添加物 フラボフォスフォリポール☆㊠	1
22/2/15	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸 MV※■	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。㊠は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。㊟は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ 、アスパラギン☆ 、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ 、アラニン☆、アルギニン☆ 、イノシトール☆ 、カルシフェロール☆ 、β-カロテン☆ 、クエン酸☆ 、グリシン☆ 、グルタミン☆ 、コバラミン☆ 、コリン☆ <農薬用途もあり> 、酒石酸☆ 、セリン☆ 、チアミン☆ 、チロシン☆ 、トウガラシ色素☆ 、トコフェロール☆ 、ナイアシン☆ 、乳酸☆ <農薬用途もあり> 、パリン☆ 、パントテン酸☆ 、ビオチン☆ 、ヒスチジン☆ 、ピリドキシン☆ 、マリーゴールド色素☆ 、メチオニン☆ 、メナジオン☆ 、葉酸☆ 、リボフラビン☆ 、レチノール☆ 、ロイシン☆ 	35
22/2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/3/1	厚	農薬 ピリミカーブ☆、フルロキシピル☆、ホスメット☆	3
22/3/18	-	アルミニウム◎	1
22/3/23	厚	農薬 ジフルフェニカン☆、ピラゾスルフロンエチル☆、プロピザミド☆、ベンジルアデニン(ベンジルアミノプリンをいう)☆、ベンタゾン☆	5
22/3/23	厚	動薬 アプラマイシン☆ 、フルメキン☆ 	2
22/3/23	厚	動薬及び飼料添加物 モランテル☆ 	2

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。 は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。◎は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/4/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統■	1
22/4/6	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ワタCOT67B 系統(飼料)■	1
22/5/10	厚	添加物及び農薬 プリメタニル<一部☆>■	3
22/5/11	厚	農薬 γ -BHC(リンデン)☆、クロルデン☆、ヘプタクロル☆	3
22/5/28	厚	農薬 フルフェナセト■	2
22/6/15	厚	添加物 3-エチルピリジン	1
22/6/18	厚	農薬 エトフメセート■	1
22/6/22	農	農薬 2, 4-D☆、グリホサート☆、トリシクラゾール☆、ベンタゾン☆(全て飼)	4
22/7/5	厚 農	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系 統(食品・飼料)■	2
22/8/12	厚	農薬 チフルザミド、プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆、メビンホス☆、ジカ ンバ<一部☆>■	7
22/8/13	農	農薬 ジカンバ(飼)<一部☆>■	2
22/9/13	厚	農薬 シプロジニル<一部☆>、フェンピラザミン■、クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリ クロピル☆、フェノチオカルブ☆、ベンゾフェナップ☆、メパニピリウム☆	9
22/9/27	厚	農薬 キノクラミン<一部☆>、ジクロベニル<一部☆>、ジフェノコナゾール<一部☆ >■、トリフルミゾール<一部☆>、DCIP☆、エトキシスルフロン☆、酸化フェンブタス ズ☆	11
22/9/27	厚	農薬及び動薬 フェニトロチオン、フェノブカルブ	4
22/11/12	厚	農薬 チアクロプリド<一部☆>■、ファモキサドン<一部☆>■、イマザリル☆、ジフ ルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアスルフロン☆、パラチオン☆、ピリ ミジフェン☆、ピンクロゾリン☆、プロピコナゾール☆、ホセチル☆、モノクロトホス☆	15
22/11/15	農	農薬 テルブホス(飼)☆	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
22/12/10	厚	農薬 アルドリン及びディルドリン☆、キザロホップエチル☆	2
22/12/10	厚	農薬及び動薬 フルバリネート<一部☆>■、クロルフェンビンホス☆、ジフルベンズロン☆	8
22/12/10	厚 農	農薬及び動薬 チアベンダゾール☆<一部(飼)>、メトプレン☆<一部(飼)>	6
22/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(スイートコーン)■	1
22/12/14	厚	かび毒 アフラトキシンM ₁	1
22/12/14	農	かび毒 アフラトキシンB ₁ (飼料中)	1
23/1/17	農	農薬 アセフェート☆、グルホシネート☆、フェンチオン☆、ペンディメタリン☆(全て飼)	4
23/1/24	厚	農薬 シモキサニル<一部☆>■、テブフェンピラド<一部☆>■、フェンピロキシメート<一部☆>■、プロシミドン<一部☆>■、ホサロン<一部☆>■、テプラロキシジム☆、ペンコナゾール☆	8
23/1/24	厚	動薬 クロラムフェニコール☆Ⓜ、ゲンタマイシン☆Ⓜ、スピラマイシン☆Ⓜ、セフロキシム☆Ⓜ	4
23/2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆>■、エンドスルファン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/2/10	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル☆	2
23/2/14	農	農薬 フィプロニル(飼)<一部☆>	2
23/2/22	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ HB119 系統(食品・飼料)■、除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304-40 系統(食品・飼料)■	4
23/2/28	厚	添加物 アンモニウムイソバレレート	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。# 印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第 23 条第 1 項第 2 号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成 22 年 1 月 1 日以降委員会において説明したもののみ)。Ⓜは肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。Ⓜは薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/3/25	厚	農薬 プロピザミド■、キノメチオナート■〈一部☆〉、エタメソルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆、マラチオン☆	8
23/3/25	厚	動薬 ジミナゼン☆	1
23/3/31	—	加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
23/4/19	厚	添加物 β-apo-8'-カロテナール、カルミン、硫酸カリウム	3
23/4/25	農	農薬 プロモキシニル(飼料)☆、マラチオン(飼料)☆	2
23/4/26	厚	添加物 カンタキサンチン、酸性リン酸アルミニウムナトリウム、酢酸カルシウム、酸化カルシウム、クエン酸三エチル	5
23/6/10	厚	農薬 フルオピラム■、プロスルホカルブ■、プロピコナゾール■、ペンチオピラド■、イソキサチオン〈一部☆〉、イソウロン☆、フェナリモル☆	8
23/6/24	消	特定保健用食品 サラシア100※■	1
23/7/12	厚・農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシEvent5307 系統■、ステアリドン酸産生ダイズ MON87769 系統■	4
23/9/22	厚	農薬 2,4-DB☆、EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロニン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	13
23/10/11	厚	農薬 アミスルブロム■、アメクトラジン■、イソキサベン■、イソピラザム■、イプフェンカルバゾン■、チアクロプリド■、ミルベメクチン■、アクリナトリン〈一部☆〉■、エポキシコナゾール〈一部☆〉■、セトキシジム〈一部☆〉、アシベンゾラルーS-メチル☆、ジクロホップメチル☆、トリフロキシスルフロン☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	22
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆、アルジカルブ☆	2
23/10/11	厚 農	遺伝子組換え食品等 低飽和脂肪酸・高オレイン酸及びグリホサート耐性ダイズ MON87705 系統(食品・飼料)■	2
23/10/14	厚	器具・容器包装 ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要の。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/11/18	厚	農薬 クロマフェノジド■、スピロメシフェン■、ピリオフェノン■、フルミオキサジン■、オキシテトラサイクリン<一部☆>■、トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、フルチアセツトメチル☆、プロスルフロン☆、ヘキシチアゾクス☆	11
23/12/20	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)対策の見直し※	2
24/1/10	厚	飼料添加物及び動物用医薬品 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン☆■	1
24/1/16	厚	微生物・ウイルス 食品中のリステリア・モノサイトゲネスに係る規格基準を設定すること	1
24/1/23	厚	農薬 サフルフェナシル■、シアゾファミド■、スピネトラム■、ピラクロストロビン■、フルベンジアミド■、ペンディメタリン■、ペンフルフェン■、ボスカリド■、フルオルイミド<一部☆>■	10
24/1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン<一部☆>■、シハロトリン☆	3
24/1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、キャプタン☆、ダイアジノン☆、ホスメット☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロルボス及びナレド☆、アラクロール☆	9
24/1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆■	1
24/1/23	消	特定保健用食品 コタラエキス※■、キシリトール オーラテクトガム<クリアミント>※■、キシリトール オーラテクトガム<スペアミント>※■	3
24/1/31	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(食品)■	1
24/1/31	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ耐性ダイズ MON87708 系統(飼料)■	1
24/2/6	農	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクト CBL)■	1
24/2/6	厚	動物用医薬品 鶏大腸菌症生ワクチン■	1
24/2/24	厚	農薬及び動物用医薬品 フェニトロチオン☆	2
24/2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、クロサンテル☆、クロルプロマジン☆、ジエチルスチルベストロール☆、ジクラズリル☆、ジメトリダゾール☆、トリクラベンダゾール☆、メロニダゾール☆、ロニダゾール☆	9
24/3/6	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5■	1

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。■は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。■は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/3/26	厚	農薬 ビフェナゼート■、プロヘキサジオンカルシウム塩☆、リムスルフロン☆	3
24/3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/3/26	厚	動物用医薬品 ジルパテロール■	1
24/3/26	農	農薬 フェニトロチオン☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。耐は薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/4/2	厚	添加物 アドバンテーム、ひまわりレシチン、亜塩素酸水	3
24/4/3	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正	1
24/4/9	厚	微生物・ウイルス 牛肝臓に係る規格基準の設定について	1
24/4/9	厚	遺伝子組換え等食品 GLU-No.5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム ■、除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(食品) ■	2
24/4/10	農	遺伝子組換え等食品 除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統(飼料) ■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。肥は

II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
23/10/20～11/18	添加物 <i>Chryseobacterium proteolyticum</i> 9670 株を利用して生産されたプロテイングルタミナーゼ★	1
24/2/23～3/23	対象外物質 アスパラギン☆★、アラニン☆★、アルギニン☆★、グリシン☆★、グルタミン☆★、セリン☆★、チロシン☆★、バリン☆★、ヒスチジン☆★、メチオニン☆★、ロイシン☆★	11
24/3/1～3/30	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種(スイートコーン) ■★	1
24/3/8～4/6	農薬 スピロジクロフェン<一部☆>■★、ホスメット(食品・飼料) ☆★	4
24/3/15～4/13	化学物質・汚染物質 水銀、クロロ酢酸、トリクロロ酢酸	3
24/3/15～4/13	遺伝子組換え食品等 アリルオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統(食品) ■	1
24/4/5～5/4	プリオン 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③(ホンジュラス、ノルウェー)	2

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。
 #印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第 24 条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成24年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/4/5	農	肥料 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質「リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」を除く)	(1)
24/4/5	厚	動物用医薬品 ラクトフェリン	1
24/4/5	農	動物用医薬品 ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストラック) ■	1
24/4/5	厚	遺伝子組換え食品等 LU11439 株を利用して生産されたリボフラビン ■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。*印は耐性菌に関する評価を除く。#印は清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。■印は企業申請案件である。

IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚 農 環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚 農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/6/29	厚 農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/9/13	厚 農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針